

～税務のチェックポイント Q&A32～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

支配関係にある法人の適格合併について

《内容》

A社及びB社は昨年、B社を被合併法人として吸収合併しました。なお、合併に際しての法人税法上の適格合併の適用要件は充足しています。

今年4月にA社（合併存続法人）の代表取締役の甲氏が退任し、乙氏の長男丙氏がA社の代表取締役に就任しましたが、合併後も株主構成には変化がなく、支配関係が継続しています。このように、甲氏が代表取締役を退任したという理由により、適格合併が否定される可能性はあるのでしょうか。

なお、A社及びB社の合併前の株主構成は次の通りです。

（合併前のA社及びB社の株主構成）

（合併法人A社）

代表取締役 甲氏 株式保有割合 5%（乙氏とは他人）

取締役 乙氏 株式保有割合 90%

取締役 丙氏 株式保有割合 5%（乙氏の長男）

（被合併法人B社）

代表取締役 乙氏 株式保有割合 90%（上記と同一人物）

取締役 丙氏 株式保有割合 5%（上記と同一人物）

甲氏 株式保有割合 5%（上記と同一人物）

（なお、甲氏は、B社の取締役を2年前に退任している。）

『答』

甲氏はA社の代表取締役を退任していますが、各株主甲、乙及び丙氏が保有している株式の持分異動にも変化がなく、引き続き50%以上を有していることから、支配関係は継続しており、適格要件から外れることはないと考えられます。

（解説）

1 合併法人と被合併法人が支配関係にある場合で、その合併が適格合併となるためには、

- (1) 合併前に当該合併に係る被合併法人と合併法人との間に同一の者による支配関係があり、かつ、当該合併後に当該同一の者と当該合併に係る合併法人との間に当該同一の者による支配関係が継続することが見込まれていること
 - (2) 被合併法人の株主等に合併法人株式以外の資産が交付されないこと
 - (3) 被合併法人の当該合併の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該合併後に当該合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること
 - (4) 被合併法人の当該合併前に営む主要な事業が当該合併後に当該合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること
- の要件を充足している必要があります。

2 ご質問の合併は、上記1の(1)から(4)までの要件を満たしていると思われます。

なお、甲氏が代表取締役を退任したという理由が、適格合併を否定する理由になることは考えられません。

ところで、支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の50%超を直接又は間接に保有する関係(当事者間の支配の関係)又は一の者との間に当事者間の支配の関係がある法人相互の関係をいう(法法二十二の七の五)とされていますので、ご質問の合併法人と被合併法人は、取締役乙氏が一の者となって丙氏分を含めて95%の株式を保有する法人相互の関係にありますから、支配関係があると捉えられます。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。
予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。